

あぐり情報

営農生活課
齋藤 淑美



老後に備える

農業者年金について

農業者年金は、国民年金の上乗せとなる農業者のための公的年金です。位置づけとしては、サラリーマンの厚生年金に該当します。「将来の生活費を国民年金だけで賄うことが出来るのだろうか」「後継者は？奥様は？従業員は？農業者年金に加入することが出来るのか」といった不安や疑問を解消するため、今回は農業者年金制度についてご説明いたします。

こんなにかかる！老後生活

夫婦二人の高齢農家の生活費は、現金支出で月額約二十三万〜二十四万円が必要です。(総務省家計調査等により) 国民年金の年金額は、

夫婦とも四十年間満額を支払った場合で月額約十三万円、つまり月額約十万円が不足してしまいます。



また、六十五歳の日本人の平均余命は男性十九年(八十四歳)、女性二十四年(八十九歳)となっております。農業者年金受給者はさらに長生きされるデータがあります。

サラリーマンは、厚生年金による国民年金への上乗せがあります。一方で、農業者は豊かな老後の生活のためには国民年金だけでは十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

老後のそなえは農業者年金で

① 少子高齢化時代に強い
積立方式×確定拠出型の年金
農業者年金は、加入者が自ら

経営継承後に受給開始されるので受け取る年金は二本立てになります。農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することですくない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。

農業者年金 政策支援加入要件

1. 四十歳未満の方
(誕生日月まで申込可能)
2. 農業所得が九百万円
以下であること
3. 認定農業者で青色申告
者等(下表参照)

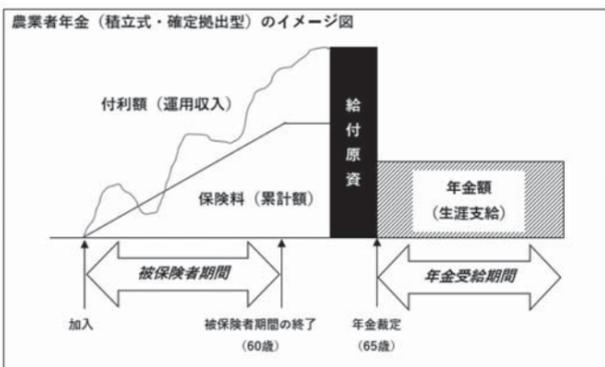


国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円	1万4千円
2	認定就農者で青色申告者	(1万円)	(6千円)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し 経営に参画している配偶者または後継者	1万円	1万4千円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を 満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	(1万円)	(6千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者と なることを約束した後継者	1万4千円	1万6千円

*国庫補助額は保険料月額二万円(固定)に対する補助額(割合)です。
*区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系単属である必要があります。
*35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
*区分1~5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)の変更が必要です。
*保険料の国庫補助が受けられる期間は、35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、35歳以上であれば10年以内とされ、通算して最長20年間となります。

農業者年金に関するお問合せは、JAとうかつ中央営農生活課(047-341-5151)までお願いします



の保険料を積み立てる「積立方式」です。また、積み立てた保険料は運用され、毎年の付利額によって将来受け取る年金額が決まる「確定拠出型」が採用されています。
この財政方式は、保険料を支払っている世代の人数や、年金を受給している世代の人数の変化による財政的影響を受けません。少子高齢化時代でも安心できる安定した制度です。

② 農業者の方なら広く加入できる

農業者年金の加入要件は、国民年金第一号被保険者であること、年間六十日以上農業に従事していること、六十歳未満であること、この三点を満たす方ならどなたでも加入できます。要件を満たしていれば、農業経営者の奥さん、後継者、パート等の従業員、自営業の兼業農家が農家で季節労働的に手伝っているアルバイトの息子・娘さんもご加入していただけます。

③ 保険料の額を自由に決められる

保険料は月額二万円から六万七千円まで、千円単位で加入者が自由に設定できます。経営状況や生活設計に合わせて保険料の額を増額・減額することも可能です。

④ 終身年金で生涯受給できる

農業者老齢年金は原則六十五歳から生涯受け取ることが出来ます。仮に八十歳前に亡くなられた場合でも、八十歳までに受給できるはずであった額が遺族に死亡一時金として支給されます。

⑤ 税制面の優遇措置

保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

また、将来年金を受給する際は公的年金による所得としての公的年金控除を受けられます。

⑥ 保険料への国庫補助制度

一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助(月額最高一万円、通算すると最大で二百六十万円)があります。この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。

子育て世代・就農間もない方に 若年層へ手厚い保険料補助制度

農業者年金の最大の特徴は、若年層への保険料の国庫補助による政策支援があることです。通常の加入要件に加え、次の要件を備えた方は、納付する保険料を二万円に固定して最大一万円の国庫補助を受けられる期間が最長で二十年間です。

また、保険料の国庫補助部分は、

